

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会規約

制定 平成 18 年 10 月 5 日

1. 委員会の名称

この委員会の名称を、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」改訂委員会（以下、改訂委員会）とする。

2. 目的

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（平成 15 年 3 月、食品のトレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会（以下、「策定委員会」。以下「手引き」）が、引き続き食品事業者とその団体の参考になるよう、「手引き」を改訂し、広く知らせることにより、食品トレーサビリティシステムの普及を図る。

3. 検討事項

- ・「手引き」の改訂
- ・改訂した「手引き」を周知させる方策
- ・その他

4. 改訂委員会の位置づけおよび構成

- (1)改訂委員会は、策定委員会を名称変更することにより、ユビキタスシステム開発検討委員会の部会として設置する。
- (2)社団法人 食品需給研究センター（以下、需給センター）の理事長は、策定委員会の合意を受けて、改訂委員会委員を委嘱する。
- (3)改訂委員会の座長は、委員の互選によって選出する。

5. 委嘱期間

規約制定の日（委員委嘱承諾日が規約制定の日より後の場合は委員委嘱承諾日）から、平成 19 年 3 月 29 日までとする。

6. 出席のための費用

改訂委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、需給センターの規程により支払うこととする。

7. 事務局

改訂委員会の事務局を、需給センターに設置する。